

平成30年 第9回
教育委員会定例会会議録

平成30年9月6日（木）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2505号
平成30年第9回定例会

日 時 平成30年9月6日(木) 午前10時00分 開会

場 所 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	青 木 康 平
	教育長職務代理者	小 島 洋 祐
	委 員	山 内 慶 太
	委 員	田 谷 克 裕
	委 員	薩 田 知 子

「説明のため出席した事務局職員」	教育推進部長	新 宮 弘 章
	学校教育部長	堀 二三雄
	教育長室長	中 島 博 子
	教育企画担当課長	藤 原 仙 昌
	生涯学習スポーツ振興課長	木 下 典 子
	図書文化財課長	佐々木 貴 浩
	学 務 課 長	山 本 隆 司
	学校施設担当課長	伊 藤 太 一
	教育指導課長	松 田 芳 明

「書 記」	教育総務係長	佐 京 良 江
	教 育 総 務 係	永 田 よし子

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 教育施設における個別施設計画について

日程第2 協議事項

- 1 学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)の導入について

日程第3 教育長報告事項

- 1 港区社会体育優良団体表彰について
- 2 港区立小・中学校における「平成29年度 学校給食費未納状況」の報告について
- 3 平成30年度第1回港区教育委員会いじめ問題対策会議の報告について
- 4 「港区いじめ防止基本方針の具体的な取組」の見直しについて

「開会」

○教育長 ただいまから平成30年第9回港区教育委員会定例会を開会いたします。

本日は松田教育指導課長が公務のため、遅れて出席すると連絡を受けておりますので、あらかじめご承知おきください。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。

本日の署名委員は、小島委員にお願いします。

日程第1 審議事項

1 教育施設における個別施設計画について

○教育長 日程第1、審議事項に入ります。議案第54号「教育施設における個別施設計画について」説明をお願いします。

○学校施設担当課長 それでは、議案第54号「教育施設における個別施設計画について」ご説明させていただきます。議案資料は1番となります。

区では平成29年2月に策定しました港区公共施設マネジメント計画に基づき、この7月に公共施設の維持管理に関する個別実行計画を策定しました。教育委員会としては、この個別実行計画の一つである港区区有施設保全計画を、文部科学省が策定を要請しています「個別施設計画」として位置づけ、教育施設の適切な維持管理を着実にやっていくとする内容でございます。なお、ここで扱う教育施設とは学校施設、それからスポーツセンターや図書館などの社会教育施設などを対象としております。

まず項番1「経緯」です。「【図表】教育施設における個別施設計画の位置づけ」のフロー図をご覧ください。こちらは、平成24年12月に発生いたしました中央自動車道笹子トンネルの天井板落下事故を踏まえまして、総務省は平成25年11月に国や地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理、更新等を推進します計画「インフラ長寿命化基本計画」を策定しました。そしてその後の平成26年4月に公共施設等の総合的・計画的な管理を推進するための計画「公共施設等総合管理計画」の策定と、施設ごとの維持管理や長寿命化に向けての対応方針等を定める計画「個別施設計画」の策定を全国の地方公共団体に対して要請いたしました。

一方、右の矢印でございますが、文部科学省においても平成27年3月に「文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定するとともに、学校施設及び社会教育施設の「個別施設計画」を平成32年までに策定するように要請いたしました。

項番2「計画の位置づけ」です。区はこうした要請を受けまして、平成29年2月に「公共施設等総合管理計画」に相当します「港区公共施設マネジメント計画」を、そして平成30年7月に「個

別施設計画」に相当する教育施設を含む区有施設、道路施設、公園施設及び公共駐車場のそれぞれについて「個別実行計画」を策定しました。今回教育委員会としては区が策定しました各種個別実行計画のうち、「港区区有施設保全計画」を文部科学省が策定を要請します教育施設の「個別施設計画」として位置づけ、将来の工事時期を定めて計画的に修繕を行う「予防保全型管理」により、教育施設の「安全性の確保」「機能・性能の確保」「長寿命化」「財政負担の軽減・平準化」を実現する計画とするものです。

続きまして項番3「教育施設の今後の工事」です。資料1をご覧ください。こちらはこの7月に策定されました「個別実行計画」の「区有施設保全計画」の抜粋でございます。この「個別施設計画」は上位計画である「公共施設マネジメント計画」の策定期間に合わせまして、平成38年度までの8年間の維持管理に関する工事を取りまとめております。項番1では「個別施設計画」をどのような視点で計画しているのか、フロー図でまとめております。一つ目の視点は項番2にある「予防保全型管理の改修モデル」です。予防保全管理とは不具合が発生した場合など対症的に修繕を行うものではなく、公共施設の安全・安心を継続的に強化していくための予防的な改修・修繕工事を行うもので、将来の工事時期をあらかじめ定めて行う計画的な修繕です。改修モデルは電気・機械・建築の各部位について、各部位の標準的な耐用年数や過去の工事周期を参考としまして、15年、20年、30年の改修サイクルに振り分けてその周期を設定しています。続いて二つ目は項番3の「改修モデルの導入方法」です。竣工後15年以上の建物は直近の改修時期を踏まえ改修サイクルの時期を調整する考え方、そして竣工後15年未満の建物は改修モデルをそのまま採用した考え方です。三つ目は項番4の「長寿命化による将来経費の軽減効果」です。こちらは長寿命化する教育施設の寿命は、マネジメント計画に基づき、竣工後80年以上としております。図は高陵中学校を事例としてしまして、図の上段は築40年で建て替えた場合の80年間の経費、下の段は80年間建て替えをせず大規模改修・修繕で長寿命化された場合の経費の比較です。長寿命化により新規整備の回数を減らすことが将来経費の軽減に効果があるとするものでございます。四つ目は項番5の「長寿命化の判断基準」です。こちら竣工後80年以上施設を使用するか否かの判断時期について安全性の確保の観点から、竣工後55年の時点で老朽化の状況調査を実施するものです。長寿命化の計画として判断されれば、その後も引き続き計画的に実施されるとしていくものです。五つ目は項番6の「予防保全型管理導入後の将来経費と平準化の考え方」です。こちらは区有施設全てについて、予防保全型管理による将来経費を試算したところ、1年当たりの平均金額は約183億円となりまして、従来の維持管理を継続した場合と比べて約27億円の軽減効果が見込まれるという結果になっております。しかし新規整備や改築にかかる費用は改修工事に比べてもとても大きく、容易に平準化できるものではないということから、老朽化の状況調査の結果に応じまして改築の時期を調整したり、または財政負担の平準化を図るとしてございます。

続いて項番7の「個別施設計画」です。こちらは個別施設について今後8年間に改修工事を行う施設です。夏休みに集中して工事を実施する学校施設とそれ以外の施設に分けて、工事費用や必要な期間を想定した計画となっております。この「個別施設計画」に基づき教育委員会事務局の各主

管課と工事担当の施設課、それから本計画を管理します用地活用担当で調整した上で工事が行われ、その履歴がその後の計画に反映されていきます。今後はこの計画を前提に施設運営や財政状況等を鑑みながら、計画的に工事を実施していくことになります。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。ご質問・ご意見をお願いします。

○山内委員 こういう「個別施設計画」を持っているというのは非常に大事なことです。以前に施設の改修のときに例えば契約のタイミングだとか間際になってから対応するのではなく、もっと早くから準備できないかとここで議論したこともあります。もっと早い段階から対応して、区にとっても学校にとってもいい形でいい時期に、さらにコストを下げても対応していくためには早くからこういうものを持つておくことは意味があると思います。

その上で気がついたことをいくつか申し上げますが、一つはこの資料1の「教育施設における8年間の個別施設計画①」の2の「予防保全型管理の改修モデル」というのを見ると、大きく内容は電気・機械と建築ということで分かれていますけれども、主に設備系の改修が中心に入っている訳です。そのときにこれを長寿命化のためにと言うときには、当然そういう設備の改修が中心だというのは分かるのですが、そのタイミングに合わせて教育内容の向上のための改修というかその考え方をどう加えるかというのも一つ長寿命化においては重要なのだと思います。あるいはスポーツとか図書館であれば、実際のニーズに合うように機能をどう高めるかという意味での改築です。おそらくそれは中規模とか大規模の改修のときにタイミングを合わせて、教育内容、あるいはスポーツとか図書館機能の向上のための改築、改修というものをうまく加えられると本当の意味での長寿命化になるのではないかと思います。そうしないと、やはり建て替えた方がいいという話になってしまう訳で、そういう意味ではぜひそういう機能を高めるための改修という考え方をうまく入れながら考えていくといいというのが、これを見て一つ思ったことです。

それからそのことを考えると、例えば8年間の「個別施設計画」で見ると、大規模改修が設計の期間2年間で作ってありますけれども、次に重要なことはその設計で2年間かかるとすれば、その前の段階でさらにもう1年加えてそこで機能を高めるためにどういう工夫ができるだろうかという、そのコンセプトづくりをするようにしたらいいと思います。そうすることで施設計画というのはもっと生きてくるだろうと思います。これは例えば電気設備一つだって具体的に言えばそうで、例えば舞台音響とか照明設備の改修というのがありますけれど、それもその学校でどういう活動をしたかということでその中で求められるものって変わってくる訳です。そういうことまで含めると、設計の前の段階のコンセプトづくりの時間というのをもう一つ持つておかれるといいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○学校施設担当課長 山内委員がおっしゃる視点は非常に重要だと考えています。単なる改修ですとか大規模な改善だとかそういうことではなくて、今の古いものを新しく改善する、そのことに合わせまして、例えば古いものは今の法律に適合していないので既存計画のままではなくて、今の法律に合わせた改修を進める。ただ、おっしゃっていましたが学校の機能というものはもう大分進歩し

ているということもあり、古い建物は今のレベルに近づけていき、それからデザインとか色々なものも含めまして機能とか性能の向上とか、または社会的な背景を持ってそういう施設需要の変化に対応するということが重要ではないかなと思っています。大規模改修になりますとその設計が2年に及ぶということですが、例えば古い小学校の大規模改修をしていくと、どういう機能を入れていくかということが重要でして、大規模改修をする前に必ず基礎調査というものをに入れていきます。その中で今申したとおり新しい機能の向上、学習ルールとか色々なものをに入れていくことができるのかということ基礎調査で検討していくということが重要ではないかと思えます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○小島委員 今回の計画は極めて大事な話で、非常によくまとめられていますし、この内容を山内委員がおっしゃったような内容で、さらに深化させてもらいたいと思います。個別的なことをお伺いしますが、大規模改修で御田小学校が平成37年、38年工事となっていますが、これは、工事は2年間になるのですか。

○学校施設担当課長 実はこの表は8年しか映っていませんけれども、実はその先も計画されていて、あるところを切り取ってこうした8年の表現をしているので、2年で改修工事が終わるということではないです。ここでは夏休み工事を前提としていますので、例えば各階1年とすれば、3階建であれば3年間ですし、体育館も加えれば4年間、ちょっとそういうスパンで今のところは考えているということです。

○小島委員 その場合に例えば御田小学校の大規模修繕はどんなことをやるのですか。校舎を建て替えていただきたいという前から地元の要望があったのですが、この大規模修繕というのは何をやるのですか。

○学校施設担当課長 ここで前提とします大規模修繕は今の仕様を引き続き新しくする。例えば床・壁・天井があるならばそれをそのとおり改修、新しくしていくということを前提とします。ただし先程おっしゃってました新しい、あるいは木をふんだんに使うとかそういうポイントはその中では出てこようかと思えますけれども、今この計画の前提としては今あるものを今のまま改修していくということを前提としています。

○小島委員 新しい校舎に建て替えてというような地元の要望については、今回のこの表には反映されていないということですね。しかし、建替えができる時点になったら考えることになるのですか。

○学校施設担当課長 全体としましては80年もたせるという前提をここでは置いています。しかしながら55年のその時点でその施設の状況を調査し、さらに使用できるものであればそれを生かしましょうという判断として55年ということをごうたっています。

○小島委員 そうするとこの計画に基づくイメージや観点からの表であって、学校の個別的な事情で何かこうしてくれ、ああしてくれというのは、これはまた別問題だと理解した方がいいのですか。

○学校施設担当課長 そのとおりでございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

今の関連で聞きたいのですが、「【図表】教育施設における個別施設計画の位置づけ」のこの図表を見ると、港区でつくった「港区区有施設保全計画」を文科省が求めている「個別施設計画」に位置づけますということで、もとをただせばこの左側の「区有施設保全計画」になると思います。教育施設もその中に包含されると思うのですが、80年活用するというのは、港区として今まで発信していたのですか。

○**学校施設担当課長** 80年ということを発信したのはおそらくこの計画が初めてだと思います。それまでは、例えば鉄筋コンクリート造それからSRCは、税法上の減価償却の対象としては47年でしたので、せいぜいもたせても47年を超えて近い時期、例えば60年とかそういう時期は睨んでいたと思いますが、80年というのはこの計画で新しく見えてきたものということです。それから80年というのは鉄筋コンクリート造の耐用年数が建築学会の建築物の耐久計画に関する考え方の中で、50年から80年を標準的な耐用年数とされておりますので、全てのものを80年を目指して長寿命化していこうということになっているということでございます。

○**教育長** 港区として基本的に80年活用するため、大規模修繕や、長寿命化の色々な対策を講じていくというのは、区民に説明しないといけないと思います。地元からの要望があると思いますが、区としての大前提は言っておかないといけない。ただ、80年もつかどうか色々な事情で分からないわけですが、80年活用するという前提条件をきちんと区民に説明してほしいという要望が、教育委員会でこれを議論したときにあったと言ってもいいですね。

○**小島委員** これを見た関係者は「私たちの要望は無視されてしまった」と、何年間の大規模修繕で終わってしまうのだと理解して、不満が出るかもしれませんね。

○**教育長** ホームページとか広報紙に出ただけでは、場合によっては説明が足りない。今、小島委員とのやり取りを聞いていて、あるいは地域からの学校の建替、改築という要望を聞いてみると、それは重要なと思います。ぜひ所管部署に言っておいてほしいです。

○**学校施設担当課長** 今80年もたせるとというのは物理的にもたせようということでして、それ以外の社会的な要請というものは一方であると思います。それからこの学校施設に関しては古いものと新しいものの、その機能の差とか、それから児童1人当たりの面積の差とか、そこをどうするかというところはポイントになってくると思いますので、そういう意味では全庁的な取組としては、80年ということに置いていますけれども、そこから先の個々の事情においては十分にこの計画を加味しながらも、そういう要請に答えていくか、そういったところの判断はあるだろうと思います。

○**教育長** 個々の施設によって違うと思います。例えばスポーツセンターは、80年後だったら本当に今のでいいのか、今、eスポーツとか色々出てきていますが、スポーツ自体が変わっていくかもしれない。だから今のスポーツセンターでいいのか分からないですよ。どちらかと言うと学校というのはそんなに変わるものではないような気がします。ただ、いずれにしても色々な施設が区にはあるので、80年ということを経の方針として、原則打ち出したのだとすれば、それはよく区民に周知しないと今までと同じような議論になっていくのではないかと思います。

それからもう一つ聞きたいのは、小島委員とのやり取りで出ていたのですが、8年というのがあ

りましたが、これは何で8年なのですか。

○**学校施設担当課長** 上位計画の「港区公共施設マネジメント計画」の次の改定が平成38年となっていますので、今から、その個別実行計画から数えるとちょうど8年ということです。その後はこの改定とともに「個別実行計画」も改定されるので、スパンは10年おきに改定されると聞いています。これは平成29年度から平成38年度の計画ですので、それに合わせて差し引き8年ということです。この計画と、この夏策定された個別実行計画は2年ずれています。

○**教育長** なぜ10年なのですか。6年とか、短いスパンで変えていった方がいいような気がしますでしょうか。

○**学校施設担当課長** おそらく「個別実行計画」が15年であったり25年であったり30年であったりというところで、5年のスパンというのは節目なのだと思います。

○**教育長** 総務省や文科省も、この基本計画や行動計画がそういうスパンでやるのであれば、それに合わせなくてはいけないのではないですか。

○**学校施設担当課長** 総務省から出ています通知の策定に当たっての指針の中で、この「個別施設計画」は「少なくとも10年以上の計画期間とすること」と書いてあります。したがって、少なくとも10年というところをここで見て、10年おきを改定時期に当てるということです。

○**教育長** だから一番短いところを変えていくということですね。分かりました。

○**山内委員** 今の議論は実は重要なのではないかと思います。つまり、港区の「公共施設マネジメント計画」に合わせていることなのですけど、それをもし言い出すと、例えば次の改定が決まったのが7年目ぐらいだった場合、その先1年分しか計画は望めないということになってしまう訳です。それでは長期的な視点での設備の維持管理というのはできない訳で、要はその8年の区切りごとに長期の計画もさらに見直してオーソライズしていくということなのだと思います。ですから今の段階でこの先ある程度見えているものは20年先ぐらいまであって、書き込んでおいていいのだと思います。それをまたこの8年の間に考えながら最終的に8年後の計画の見直しの時点で、より明確に具体化していくということが重要なのであって、その計画が区切りまでしか書かないということであると、では逆にもうこれから5年後、6年後なんていうのは、その先1年か2年分の計画しかありませんという形になってしまいますので、それでよろしいのでしょうかということです。

○**学校施設担当課長** 全体の計画がある中の「個別実行計画」では、今回は8年ということですので、その工事に合わせてその後の計画案は修正していきます。

○**山内委員** そういうものはきちんと担当部署としては持ちながら、それを8年に合わせて、10年なり8年なり区民により理解を促していくということですね。その後ろにある部分がある程度見えるようにしていくことが、ある意味で長期的な、80年の施設をもたせるための背景としては重要だと思います。

○**教育長** 今の山内委員のも重要な話だと思うのですが、8年で、一応は8年で切るのですが、その先を全部見せるという訳にはいかない。それで、一応は8年や10年でローリングしていきますということですよ。つくったものは固定される訳ではないので、それを10年後に見直してい

ますという考えはあってもいいということですよ。

○**学校施設担当課長** 今の「個別施設計画」は一つの目安だと言われています。それは時期が前後することも十分ありますので、そこは1年前倒しになるのか、または翌年の工事になるのか、そういったことはあるかと思います。このような先程の改修モデルというものが全体としてはパッケージで、こういうことを忘れずに進めていくというのが主な目的であります。

○**教育長** 例えば「教育施設における8年間の個別施設計画」の資料1では、高陵中を例示に挙げて見せています。例えば場合によっては3年後にこういう状況が変わったので変えないといけないという事態も生じてくると思います。先が見えない中で、8年間でああだこうだ言うのではなくて、せっかくその先の80年活用する計画までつくっているのなら、〇〇学校はこれからどういう改修計画でいくのかを明らかにしておけばいいと思うのですが、どうでしょうか。

○**学校施設担当課長** 色々な周年記念とかそういうものに合わせて改修するというのも学校側からの要請としてはあるかもしれませんが、今後の大規模改修やそれ以外の改修についても、影響がある時期については、お知らせしておくというのは重要だと思います。

○**教育長** 実際にこれを決めた庁議の場では、そこまで深い議論は実はしていませんでした。だから教育委員会としてこの教育施設について議論をしたときに、この「マネジメント計画」あるいは区有施設全体の「個別計画」について、こういう議論があったということを区長部局に、あるいは教育委員会から区長にも、伝えた方がいいと思います。庁議で決まったから、決まったことしか発信しないというのではなくて、教育委員会の場での教育施設に関しての議論なのですが、それはほかの区有施設にも通じる話でもあるし、そうした方が区民の理解も深まると思います。ぜひそれは区長部局に言ってほしいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○**山内委員** やはり学校からの要望や地元の要望というものの折り合いをどうつけるかということは重要です。学校の校舎も建築の時期によって、例えば最近の建物はかなり長寿命化を意識して建てられています。昭和30年代、40年代の建物というのは、余り強くない建物が多いみたいですね。そういう建築の時期によっても違いがあるので、その個別の校舎の件、老朽化の具合に応じた柔軟な判断というものも一方で必要だと思います。それから、いずれにしても長期プランを出すことについて単に長くもたせませすということではなくて、教育的な効果をどう高めながらするかというところは、メッセージとしてきちんと出していくことが大切になってくると思います。それが例えば仮に今まで新築を期待していた地域に対して、「それならこの校舎を大事に使った方がいいんだ」と思ってもらえることにつながる訳です。そういうメッセージをどう出せるかということも工夫されたいと思います。

一つはそういう意味で良質なソフトを支えるハードの改修なのだと、そのメッセージをどう出せるかということなので、学校の先生たち、地域の子どもたちが望むような教育を支えるためのハードの改修というメッセージをどう出せるか、もう一つは空間としての記憶の蓄積というのでしょうか、それをどう引き継げるかが大切になります。地元の子どもたちが歩いて、親子代々その学校に

通うということは、地域の子どもたちにとってはやっぱり意味があることなので、空間の記憶の蓄積をどう大事にしていくかという、そういうメッセージもあっていいのだと思います。そういうことを折角なのでこういう機会にもう少し明確にされていくと、この長寿命化の教育的意味というのも、もっと見えるのではないかと思います。

○**教育長** ありがとうございます。今ここでの議論は、この「個別施設計画について」という資料の中に場合によっては、文言で入れてもいいと思います。確かに区長部局が作成した「区有施設保全計画」を「個別施設計画」として位置づけるわけですが、教育委員会では、その中にこういう考えに基づいてという、その背景を加えてもいいと思います。本来的には教育委員会として個別のものをつくってもいいわけです。それであれば、まさに今ここでの議論の内容を前提にしてつくっていかねばいけないのではないかと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○**薩田委員** 小学校・中学校などに通っている子どもを持つ保護者としては、計画を見ると3年も4年もかかる工事があり、「何でそんなにずっと工事してはならないのか」と単純に素人考えでは思ってしまう訳です。夏休み中なら一気にできるのでは、1年で済むのではないかと。なぜこの時期にやるのか、何年かかるといった情報は、できるだけ詳しく、周りの関係者や保護者、子どもたちに説明をしてほしいと思います。「また工事している」と、よく色々な学校で話が出ますので、そこはぜひ納得できるような、説明を保護者としても希望します。以上です。

○**学校施設担当課長** おっしゃられたとおり長期にわたることは大規模改修などでは多いことで、工事時期が夏休みに限られているためです。そこが保護者から見ると「毎年やっている」という印象になるのだと思いますので、そこはしっかりアナウンスしていきたいと思います。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。

○**小島委員** 先程担当課長から説明があったところで、よく聞き取れなかったのですが、鉄筋コンクリート造の建物の寿命について建築学会が、今まで寿命は50年から80年と言っていたのか、あるいは今まで50年だと言っていたのが今般80年に変わったのか、どちらでしたか。

○**学校施設担当課長** 日本建築学会の中で出しています考え方の中に、RC造・SRC造のその標準として50年から80年もちますというようなことが明記されているということです。コンクリートによっては、例えば高強度コンクリートとかそのコンクリートの質によっては100年もつとか、そういうような内容に応じましてそれぞれ耐用年数が示されているということなのです。この中では今、普通の品質の場合は50年から80年と、そんなような書き方がされております。

○**小島委員** 分かりました。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。色々ご意見いただきましてありがとうございました。

それでは採決に入ります。議案第54号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第54号については原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第2 協議事項

1 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の導入について

○教育長 日程第2、協議事項に入ります。「学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の導入について」説明をお願いします。

○教育企画担当課長 「学校運営協議会制度の導入について」ということで、協議をお願いできればと思います。協議資料1ページからご覧いただければと思います。

「協議内容」につきましては、平成31年度から学校運営協議会制度の導入をすることについての協議をお願いいたします。

まず項番1「経緯、背景」でございます。「学校運営協議会制度」につきましては、平成16年6月に創設され、その後平成29年4月に設置の努力義務や役割の充実などが法改正により盛り込まれております。一方で港区におきましては、幼・小・中、区立全てに学校評議員制度を導入しているということがございます。それと学校支援地域本部事業も順次導入を進めておりまして、保護者や地域住民に参画していただいて開かれた学校づくりというのを推進してきたということがございます。また区でも平成18年から「支所改革」により、地域住民の主体的な取組による区政への参画と協働が進展しており、地域の課題解決に大きな成果を上げている現状がございます。このような状況におきまして区立学校におきまして、保護者はもとより地域住民や地域事業者の参画を促して、地域の特性に応じた学校づくりを推進することが求められております。

資料の2ページにお進みください。項番2「学校運営協議会制度の導入について」でございます。制度導入に当たりましては「学校の管理運営に関する規則」を改正して、学校運営協議会制度の趣旨、設置できる旨を盛り込むことと、教育委員会としての「学校運営協議会規則」を新たに制定して、協議会の役割などを規定する必要があります。

(3) 番「設置校の選定」でございます。こちらにつきましては、効果的に推進していくため、既に円滑な連携の土台があり、学校及び地域の理解のあるところから順次進めていく方がより効果的であろうということで、そのような形で進めさせていただければということでございます。

(4) 番「設置単位」でございます。これにつきましては複数校で一つの協議会を設置することが可能とされておりますので、港区の特徴でありますアカデミーを単位として設置というものを目指していければと考えています。ただし、さまざまなアカデミーごとの要望、条件も豊富にありますので、それぞれで設置した方が効果的・効率的であろうという場合には、学校単位も可能と考えています。

(5) 番でございます。「平成31年度の設置予定」ということで、現在三つのアカデミーで平成31年度から設置に向けて調整を進めており、赤坂アカデミー、高陵アカデミー、お台場アカデミーの3カ所となっております。

それでは3ページにお進みください。項番3「学校運営協議会の概要」ということで、学校運営協議会の規則に規定する項目、さまざまな権限などをまとめています。

(2) 番の「役割」で、アでは「学校運営に関する基本方針の承認」というものがございます。具体的には、教育課程の編成に関することや学校経営計画に関すること、この2点に関しましては学校長が毎年度作成し、協議会の承認を得る必要があるということにいたします。

イでは「学校運営に関する事項についての意見の申し出」ということで、協議会の方から意見を申し述べることができるということで、学校運営全般はもとより、学校予算の編成、施設の関係、学校の支援に関すること、こういったものに関して主に意見を聞いていきます。

ウのところでは「教職員の任用に関する事項」です。ここで採用ですとか任用に関する事項について任命権者に意見を述べられるということです。ただし特定の個人を指定した意見ではなく、こういうことができる先生をというような内容にとどめることとしています。

エのところでは「情報提供」ということで、実際に運営協議会での取組を積極的に周知していくことや、オの「評価」で、学校運営協議会の中で対象学校の運営に関して年1回以上評価を行うことも入れています。

4ページ(3)の「委員」でございます。協議会の委員につきましては15人、あるいは複数校で協議会を設置する場合には20人以内ということとしまして、教育委員会が任命します。また委員につきましては、当該対象学校の校長先生が教育委員会に推薦ができるとしています。構成としましては保護者の方、地域の方、学校運営に資する活動を行う方、対象学校の校長先生、教職員の方、学識経験者、それとここに総合支所の職員といった者を入れさせていただきます。あと関係行政機関の職員、その他教育委員会が適当と認める者ということになります。

「任期」は2年以内とし、再任を妨げないいたします。任期は通算8年と設定します。

「議事」については出席委員の過半数ということです。

「身分」でございますが、地方公務員法第3条第3項第2号に該当する特別職の地方公務員という形での位置づけになります。

「報酬」につきましては、1回当たり4,000円という設定を考えています。

それでは5ページ目にお進みください。次に「関連事業等との関係」でございます。学校評議員制度は既に全ての幼・小・中に設置をされておりますが、新たに学校運営協議会が設置できれば、これまで評議員の方々に担っていただいていた内容も、学校運営協議会の方で担えると考えておりますので、学校運営協議会が設置された学校に限りまして、学校評議員制度につきましては、置かないと考えています。

次に(2)番で「学校支援地域本部事業との連携」についてです。これにつきましても学校運営協議会につきましては、主に支援する内容ですとか、そういったものの議論ですとかそういった決定とか、そういったところが中心になってくるかと思っておりますので、実際にそれを決定した学校を支援する取組などについて実施する組織として、学校支援地域本部と連携していくということが重要になってくるということもございまして、それぞれ学校運営協議会が設置されても学校支援地域本

部に関しては存在させると、存続させるというような形で連携をして進めていくというようなことで考えております。

(3) 番が「総合支所との連携」です。既に学校によっては支所と連携をしてさまざま教育に資する活動を行っていたりとか、体験学習を行っていたりとかというようなものがございます。こういった取組をさらに広げていければというようなことで、この学校運営協議会の委員の中に総合支所の職員の方も入っていただけるような形で規則を設けられればと思っております。

6 ページ目をご覧ください。平成31年度の主な経費ということです。これに関しては委員の方の報酬ですとか、あとは研修会など、学校運営協議会の委員の方に対しての研修会ですとか、あとは活動報告を地域に配るといったための印刷費とか、そういった形で見込んでおまして、1 アカデミー当たり71万9000円、それで、215万7000円と予算を計上できればと考えております。

最後に「スケジュール」でございます。こちらにつきましては参考資料の3番になります。本日の教育委員会でご協議をさせていただいて、この後総合支所などにも説明をしたり庁議を経て、10月23日の教育委員会で改めて、今度は審議という形で付議させていただければと思います。併せて規則に関しましても記載のとおり考えております。導入までのスケジュールでございますが、予定の三つのアカデミーに関しまして、この教育委員会事務局の方から設置に向けた支援、こういったものを年度末まで継続させていただければと思います。設置校におきましてはこれから委員の人選のところ、目星はついておりますが、具体的に決定させていくというような、実際の人選作業に入っていく、あるいは決まった皆さんで平成31年度どのような取組をしていこうかというような形、年間どのようなスケジュールで進めていこうかというようなところの確認ですとか、そういったものも併せてやっていく必要があると思います。最後にそういった人選も含め正式に設置する学校が決まりましたら、3月に教育委員会で改めてご審議いただければと考えてございます。

長くなりましたが説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長 説明終わりました。ご質問・ご意見をお願いいたします。

○小島委員 この制度は我々も京都に視察に行ってお勉強させていただいて、京都の運営の実際をお聞きすると、地域の皆さんを引き込んで協力してもらっています。学校が地域に開かれて、また学校の運営に非常にプラスになるというのが見学でよく分かりましたので、私自身もこの制度を導入することは非常に良い、大切なことだと基本的に理解しています。ただ校長先生のお話などを聞いていると、運営協議会のあり方とか実際の運営の実態がよくないと、かえって校長先生の負担になり余りよくない部分も出てくるおそれがあります。これから実際導入する地区について教育委員会の方からこの制度をよく説明して、この規則の中身も本当に学校の役に立つものとなるよう十分検討しなくてはいけないと思います。

導入する三つのアカデミーは、皆さん賛成してくれているのでしょうか。

○教育企画担当課長 それぞれ学校や地域に説明に回っているところです。結論から言いますと、全員が完全に理解しているところまでには至っていないかなというところはございますが、若干不

安を抱えていらっしゃる先生方もいらっしゃるというふうに認識はしております。そういう方々に関しましても説明を重ねていくことで不安を取り除いて、導入までには一致団結して進められるという形に持っていかれると思っています。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○山内委員 私達も京都の視察に行きましたが、おそらく事務局内で相当色々な検討をしてここに至っているのだらうと思いますので、どういう検討をされてここに至ったか、あるいはそこでどんなところが論点になったかについて、ぜひ教えていただきたい。港区としてこの学校運営協議会をどう運用していくのか、そのためには港区として国が用意したものに加えてどういう工夫をしていくかということが重要ですので、どういうことを課題と考え、そのためにどういう工夫をして、この概要に盛り込まれているのかというところをぜひ教えてもらいたいと思います。

○教育企画担当課長 まずこちらの特徴としては設置単位というところが一つございます。基本は学校単位となっており、連携を図る必要がある場合には複数校でという形に制度ができております。港区では、既に10のアカデミーというものがあり、それが機能していますので、今後その取組をより一層広げて、できる限りアカデミー単位で進められればと考えております。

また、地域と連携をしていくに当たっては、総合支所という部門が地域の最前線で実際にやっていたいただいております、既に学校評議員の方にも総合支所の方になっていただいている学校も実はありますので、より一層地域との連携をスムーズにできるように、支所の方に関しては運営評議会の委員に入ってくださいという形で進められればと考えてございます。

あとは細かいところで、例えば運営協議会の役割という中で必須にしなければならない事項では、経営計画や教育課程の編成というところがありますが、こちらの任用に関しましては、ここは意見を述べるができるという形にして、特定の個人に対して特に個別の教員に対して、何か言ってくるような組織にならないよう配慮して、さまざまな検討をしたところでございます。

○山内委員 その上でちょっと具体的な質問ですけれども、一つはこの協議会の構成メンバーをどうするかというのは非常に重要な点だらうと思います。今言われたように総合支所の職員等々が入ってくるというのは、私はいいと思いますが、一方で国の法律の方を見ると学校運営協議会というのは保護者代表、地域住民等々で構成されていて、区の側というか、自治体側とか教員側というのが入っていない形です。つまり、学校あるいは校長と学校運営協議会が議論する場になっていますが、この今回の案は校長、教職員、それから総合支所職員を含めて学校運営協議会としています。一つは制度上は問題がないかどうか。もう一つは校長が、学校運営協議会の委員となって、この学校運営協議会で議論したことについて、その委員であるために検討した内容に縛られるのでしょうか、委員となった場合は、そこで決めたことにより拘束をされるということになると思います。それとも運営協議会の会議の出席メンバーとして、校長や教職員が入り、そこで色々な意見を受けるのでしょうか。委員と単なる出席メンバーでは、ちょっと意味合いが違ってくると思います。そこをどう整理していかれるのかということをお教えいただければと思います。

○教育企画担当課長 今の違いについて、確かに自治体によってはあえて運営協議会のメンバーと

せずに、それぞれ決まったことの意味を受けることに留めているところもあります。運営委員として組織にも入りますことに関しては、今の想定内容では一緒に入っていただき、協議会の決定事項に関してしっかり校長が関与することにしています。ある意味で、運営協議会があらぬ方向に行ってしまうことがないよう、校長がしっかりと委員として入ることによってそういったことが防げると考えております。その校長が参加している会議の中で決定した事項であれば、例えば教員の人事に関する意見などについても、通常法律の中では校長の意見を聞いた上でというようなことになっているのですが、これはおのずとなされてから決まるという状況になりますので、そういった面からも委員に入っていることによる利点があるのかなと思っております。

○山内委員 よく分かるのですが、学校運営協議会の会議の中に校長や教職員が一部加わってそこで意見交換をすることは、それは非常に意味があると思います。一方で本当に運営協議会のメンバーとして校長が入っている方が適切なかどうか。つまり、そこである意味で本当にそのコントロールができるというので頑張ってもらおうという形をとるのか。それともそこでの意見は色々あるけれどもそれを受けながらも、もう1回、別に学校として校長として判断できるような形をとっておくという意味では、委員ではないという形もあるのかもしれない。その辺の会議の運営の仕方とか、あるいは構成メンバーの人数のバランスをどうとるかということについては、実はかなり慎重に考えた方がいいと思います。

○小島委員 その点について、京都へ行った際に質問したのですが、京都の校長先生は確か運営協議会には入っていなかったと理解しているのです。校長が運営協議会のメンバーに入った場合、校長は運営協議会の会長にならず、ほかの人を会長にすることになります。そうした場合に運営協議会で議決した内容が、今、山内委員も言っているような点から、校長をかなり縛りつけてしまうような形になる。京都の視察の感じでは、これから皆さんで議論することですが、私自身の感じとしては、校長はやはりフリーハンドを持っていて自分は学校全体の責任を持ち、背負って立つのだと、運営協議会から色々言われたことについては十分理解しながら協力する。しかし最終的には校長が自分で判断して自分で実行する。ただそれでは、学校運営協議会をつくる意味がないではないかと反論が出るかもしれませんが、それでもやはりその方がいいのではないかと思います。山内委員の心配はもっともで、切実な問題だと思います。

○教育企画担当課長 まさにおっしゃるとおり、それぞれのメリット・デメリットがありますので、実際に導入を考えていただいているアカデミーのご意見などもきちんと伺って、その部分につきましてはより校長先生がやりやすい方法というのを選択していくというのは一つの考え方だと思います。

○小島委員 校長がメンバーに入るときは校長が会長になるということなのですか。それともメンバーなのですか。

○教育企画担当課長 基本的にその協議会の中で決めるということになると思います。両方の選択肢があると思います。

○小島委員 校長が入った場合には会長はそのメンバーの中で多数決で決めればよいという趣旨で

すか。

○教育企画担当課長 互選というような形です。

○小島委員 校長が会長にならない場合どうなのでしょう。教育指導課長、いかがですか。

○教育指導課長 これは一つには学校運営協議会の規定、細かな規定をどうするか。教育委員会のつくる規定と学校ごとにつくる規定があります。その学校ごとにつくる規定の中で校長が常に委員長をやるのが適切だろうと判断する地区もあれば、そうではなく校長は外してあげて、やはり支えるという意味から別の委員がなった方がいいと判断する地区もあるだろうし、委員そのものに校長がならず並列した形にした方がいいという地区もあるだろうと思います。そこはやはり自由度がこの規定の中でも残されております。

「推薦できるものとする」としているのですが、誰がなるかというのは規定しておりません。なので、今の段階は大枠をつくっている段階ですから、こういった方がメンバーとして考えられ、それをこれから教育委員会の規則の中に落とし込んでいくということですので、教育委員会の規則でどこまでをメンバーとしていいかということの議論をいただいた上で、それぞれの地区の協議会のことについては地区の協議会の中でまた決めていくという二重構造になります。私自身の経験からすると、私自身は実際自分の学校に学校運営協議会を置きましたけれども、私自身は委員長にはならなかったです。最初から、地域の方たちをトップに据えて地域の方たちの考え方を自由に出すためです。それからここには書いていませんが、校長には別途拒否権がありました。学校運営上に支障がある場合には解散する権限というの、渋谷区の場合は教育委員会の中で持っていました。どういうセーフティをとるかということは、これからきちんと議論することが大事なのであって、これはあくまでこういう考え方で進めますよというお話であって、これで決まりですよというお話ではないのです。そのところは段階を経て決めていきますので、教育委員会の先生方から色々なご意見を得ながら、細かな条文にするところについて今日のようなご議論をいただけるのが一番ありがたいなと思っています。やはり先生方は校長が委員の方がいいのか、そうでないのかというのは、今のところ意見が固まっていないのであればまたもう1回案として、メリット・デメリットも合わせた表をつくってご議論いただけるような機会をつくるとか、また校長と懇談していただくような機会をつくってご議論いただくとか、そんな段階を経ていけば港区にふさわしい学校運営協議会の規則の決め方ができると思います。

○小島委員 学校運営協議会を導入すること自体は誰も反対していません。ただ、この規則の内容について異議があるのですが、規則はいつまでにつくらないといけないのですか。

○教育企画担当課長 今目指しているスケジュールといたしましては次回の10月23日に教育委員会が予定されておまして、ここにこの制度導入についてと、制度の条文といたしますか、そういったものを併せてお示しできればと考えています。

○小島委員 制度の導入は早くしなくてはいけませんが、規則の制定は10月より後でいいのではないですか。多分規則の内容については色々疑問点が出てくるだろうと私は思います。

○教育長 いつまでにやらないといけないのですか。ほかへの影響はどうですか。

○教育指導課長 委員の選定に影響が出ます。

○小島委員 ではいつごろまでにつくらなくてはいけないというのをお示しいただいて、この10月23日、これがデッドラインでしょうか。

○教育長 そうすると項番3の「学校運営協議会の概要（（仮称）港区学校運営協議会規則で規定する事項）」は、本日の協議から外して、本日の協議内容は「導入について」とこのスケジュールとし、23日は導入と制定についての審議ということでもいいですか。

○教育企画担当課長 主にこの項番3の部分を取り除いたものが一つ「導入について」ということだとすると、もう一つは、この項番3が具体的に規則の文言に落とし込まれていく内容になりますので、これはまた切り離して規則という形にして、こちらも議案として出させていただいてご検討いただくというような形になります。

○教育長 そうすると本日の協議ではこれは外していいですね。まだ協議は続けますが。

○教育企画担当課長 今回協議事項として概要の部分をお示しして、この概要の部分を含めて今日ご意見をいただき、それを改めて今度規則の方に落とし込んでいければと思います。

○教育長 少なくともこのスケジュール表を見ると、「制度導入について」というのは本日協議しました。10月5日の庁議で同じように「制度導入について審議」と書いてありますが、この資料がそのまま使うとなると、項番3の「学校運営協議会の概要」というのはこの内容でいいですか。さきほどの議論でいくと、委員として校長を入れるということで庁議で決まっていますが、どうですか。

○教育企画担当課長 この庁議でお示しする予定の中身としては、まさに項番3のところです。委員として校長を入れる部分に関しては外した状態で庁議の方にはかけさせていただければと思います。

○教育長 それでは、今日は委員を誰にするという点は別に協議することにします。規則の内容は、庁議で決定すべき事項なのですか。

○教育企画担当課長 規則の内容については、教育委員会の専決事項となります。

○教育長 教育委員会の専決事項でいいのですね。それでは委員の皆さん、項番3については今日、色々な意見をお伺いしましたが、規則の内容については、また別途協議するという事でよろしいですか。

（「はい」の声あり）

○教育長 せっかくの機会ですので、項番3やそれ以外についてもご意見、ご質問あればお願いします。

○小島委員 山内委員がおっしゃった総合支所の職員を入れることについてはどういうお考えですか。

○山内委員 もう一度整理すると校長、教職員、それから総合支所の職員、区の立場と学校側の立場、そういった人たちがこの学校運営協議会との会議の場に参加をして、議論に加わる、あるいは意見交換をする。加わることはそんなに問題ないと思っていますけれども、委員として区や学校側

の人たちを任命することが適切なかどうか。つまり、委員の構成メンバーとその協議会の会議の構成メンバーを分けて考えてもいいのではないかと私自身思いながら聞いていました。今の議論では、会議の構成メンバーのこととして聞いていたのですけれど。文科省の資料も、もともとは学校運営協議会の委員というのは保護者と地域の代表が中心で、それと学校との意見交換というようなことを趣旨としてつくられていると思います。そこをどう整理するかということが私のももとの質問の背景です。

それともう一つ、学校ごとに考えていけばよいことですが、出発点としては比較的やりやすい地域、あるいはリーダーシップを発揮しやすいと考えている校長の学校だと思います。でも、これを本当の意味で区で定着させようとしたら、逆にやりにくい、やるのが難しいと思っている学校でもできるような仕掛けを最初の段階で、規約の中に盛り込んでおかないと、なかなか対応し切れなくなると思うのです。そういう意味で今やりやすい学校を想定してつくっていらっしゃると思うのですけれども、最初の段階でやりにくそうな地域でも動くような規則というのも考えておかれた方がいいのではないかと実は思うのです。そういうところでもうまく対応できるような委員とか、あるいは議事の進め方、そういう選択肢をうまく持たせておくことを考えてもいいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○教育企画担当課長 ご指摘のとおり、可能な限り将来的に広げていくに当たっては可能な、導入しやすいような仕掛けというのが確かに必要だと思いますので、そういったところもこの最初の導入の段階で盛り込んでいき、あとは先行してやっているところの実績なども踏まえまして、この辺も制度を柔軟に改良していくということも総合的に考えていきたいと思っています。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○小島委員 教職員の任用に関する事項についての意見の具申がこの運営協議会の大事な対応の一つなのですが、これに関する規則はどんな内容を決めようとしているのでしょうか。

○教育企画担当課長 資料の中では3ページ、ここに「役割」のウのところ、下の方になります。教職員の任用に関する事項です。これに関しては、採用その他任用に関する事項について任命権者に意見を述べることであります。そのただし書き以降で特定の個人に対する意見については述べるできないというような形にして、誰々と名指しで云々というようなことがないような形で考えています。

○小島委員 もちろん個人を名指しにするのはまずいだらうと思いますが、任用に関しては色々な運用が視察に行った京都でもあって、例えばその規模によって1年間に何人、教育委員会にこういう人がほしいという人数の要望だとか、色々な基準というのがあったと思います。そうした場合に具体的な個人の名前は出さないけれども、例えば「うちは音楽、全国優勝目指す」と。「いい音楽の先生を任用してほしい」といった場合に、ある程度Aさんという先生が頭がある訳です。それをAさんの氏名を出さないで、いい先生をという。今回の規則で入れるのは、ここに書いてある「具申することができる」「特定の個人は出せない」といったこれだけですか。

○教育企画担当課長 規則の段階では港区の共通のルールという形でしておりますので、この程度

の記載にとどめることになろうかと思います。あとは実際に運用の中で希望するに当たっては、今小島委員がおっしゃられたように、その音楽の指導に優れた先生について、レベルでの要求をしていただくと、実績を上げている先生の中からうまく引き抜けることがあるかもしれません。

○教育指導課長 人事は私の専門分野ですのでお答えしますが、まずコミュニティ・スクールの場合にはコミュニティ・スクール公募ということで、そのコミュニティに行きたいという教員に手を挙げてもらうことはできます。その中からコミュニティ・スクールの校長等と私たち教育委員会のメンバーが会って、ではぜひこの方に来ていただきましょうと決定するとその方を探ることができます。もう一つは、コミュニティ公募で人が来ない場合、例えば合唱の指導に優れた教員がほしいということで東京都に要請すれば、その実績に見合った方を東京都が配置します。あとは「あの人そろそろ異動だよ、うちの学校に来てくれない？」ということで、区の中での異動を教育委員会が認めて異動させるというケースもあります。そうした三重の構造の中で教員を適切に配置しております。

○小島委員 「任用」と書いてありますけれども「転出」も入るのですか。

○教育指導課長 「転出」は校長の権限でございます。学校運営協議会では、特定の個人をいうことはできません。

○小島委員 学校運営するに当たってPTAなり地域の方が「あの先生ちょっと」と言ったときに、個人の名前を出せないというのはどうなのでしょう。

○教育指導課長 それをやり過ぎてしまい他区で、「あの校長をかえろ」と地域運営協議会が言って、という事件が起きました。それで随分学校運営が遅滞したので、余り個人のことについて地域の方が意見を言うのはどうかということになりました。やはり「もっともっと地域に教育できる教員がほしいね」とかそういった前向きな議論の中で校長が人事構想を練って、校長の権限として方針を決めていくのであって、例えば1年目に来た教員を「あの人だめだね」と勝手に言って出すということは東京都も認めていないことです。できることとできないことがあるので、個人については議論してしまうと、そこで「どうしてあの人出さないの」ということでハレーションが大きくなりますから、我々としては特定の個人を指定した任用に関する意見については述べないようにしています。

○小島委員 そうすると任用に関することはできるのに、転出は、運営協議会の権限の範囲ではないということにしたのは非常に微妙だと思います。何で言えないのという話になると思う。だからそのあたりは、規則で書いておいた方がいいのではないのでしょうか。

○教育指導課長 いずれも東京都の規定の枠を越えて運用することはできない訳ですから、それについては規則で明記する必要があると思います。

○小島委員 東京都の規定に反しているかどうかは我々は分からないのですが、それはどうやって知るのですか。

○教育指導課長 年度ごとに発表するものなので、こういう異動方針がありましたということを校長には私どもから説明していますから、校長から説明してもらうのが適切かと思います。

○小島委員 人事というのは非常に微妙なので、そのあたりは規則もきっちりやっておかないと、「運営協議委員会なのに何で全然しゃべれないのだろう」ということがあってもいけないと思いますので規則できちんとしておいて欲しいと思います。

○教育指導課長 分かりやすく表現するという事で承りました。

○教育長 このただし書きを入れないとすると、個人の指名でも構わないということになってしまうので、そこをどうするかというのは規則の議論の時に決めるということですね。

○教育指導課長 議論していただければありがたいです。今日承ったことを条文にするのは我々の仕事ですので、それでまたご協議いただけるとありがたいなと思います。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○山内委員 ちょっと細部に入りますけれども、3の(2)の「役割」のところでお聞きしたいことが1点あります。例えば予算のところを見ると、編成に関する意見を述べるまではいいとして、執行に関してまで協議会で意見を述べてもらう、また述べられるようにする必要があるのだろうかという点です。つまり、当然事業計画とそれに関する予算を示すというのは学校の運営を理解してもらう上で重要だし、またその事業の報告と決算を見てもらって次年度について考えると、それも分かるのですけれども、執行にまで意見を求めるということになれば、「述べることができます」とはなっていますけれども、執行の状況を校長は説明しなくてははいけない。

それからもう一つは、基本的にこの協議会で意見を出してもらうということですが、オのところだと「評価を行うものとします」となっている訳です。では、この学校運営協議会というところに評価を義務づけることを本当にするのか。あるいは評価というものをどう位置づけるかということです。それで、特にこれが校長や教職員が委員である協議会だとすると、自己評価とこの運営協議会の評価との違いは何かということにもなってくると思いますけれども、その点どう位置づけるのか教えていただければと思います。

○教育企画担当課長 まずは予算執行に関する事でございますけれども、これに関してはおっしゃるとおり編成なりそういったところまでかかわっていて、それがそのとおりに進められているのであれば、あえて必要なかということは議論が必要かなと思います。実際に執行が適正になされているかとかそういったところに関して、情報を求めてそれに意見するというようなことは、ちょっと必要性があるのかなというところは思っております。あともう一つ、運営に関する評価の部分です。これについても実際に京都などの方式としましても評価を担ってもらった上で、その評価をすることによって、運営協議会から意見といいますか、そういったものが運営に活かされていくというようなところで、その辺をうまくPDCAサイクルというのでしょうか、そういった形で回していく手段としては一つ有効かなと考えています。

○小島委員 そうすると校長が委員に入ってしまうと、先程から私が言っているのですが、何か違うのではないかという気がする。

○教育指導課長 先程の学校評価についてですが、学校評価そのものの仕組みはもともと学校関係者評価ということで、保護者等のアンケートをとりますが、それを参考にして学校が教員と学校長

で自己評価をします。その自己評価したものと学校関係者の評価とを合わせたものが適切であるかという評価をします。この適切であるかというところの評価が今は外部委員会を置いたり色々なことをやっているのですけれども、それを学校運営協議会が担うことになる訳です。つまり学校運営協議会そのものが、学校がどうだった、ああだったと評価するというよりも、学校関係者評価と保護者等のアンケートを生かして、学校側が自分たちで評価したものに関して意見をくださるのが学校運営に関する評価と思っていただけると分かりやすいと思います。

○小島委員 委員に結局校長は入っていていい訳ですか。

○教育指導課長 あくまで説明をするというのがありますし、校長を入れる、入れないというのは非常に難しく、議決をするときに校長が議決権を持つことができるか、できないか、学校職員が持つことができるか、できないか。当然合議制で運営していく訳ですけれども、どうしても意見が分かれたときに議決しますよね。校長抜きで議決したものになったときに校長はそれを無視することになるのか、校長も含めて議論を尽くして議決をするというような立場で校長がかかわっていくのかという、二つの考え方があると思うのです。そこのところをどういう仕組みにするかというのは、まさにこれからの議論で、その中で特にアカデミーでつくりますから、例えば1校、2校の校長はOKだけれども1校の校長が反対ということも起こる訳です。それを例えば校長に拒否権を持たせるような制度にするのかとか、やはり地域からすると社会に開かれた教育活動、こういう教育活動を充実しなくてはいけないということで、3校のうち1校が反対しても2校は賛成したら、それは地域としては実施しなくてはいけないし、学校教育として必要なのだからそれについてやっていこうよと進めるのか。学校運営協議会の議論の中身と役割のことを少し煮詰めていかないと、最終的にどちらが適切かというのは判断しづらいところがあると思います。

○教育長 これだけに限らず先進事例も多くあり、こんな課題もあるとか、こんなメリットがあるのでそれでやっているとか、色々あるでしょう。全国レベルでは既に多くの自治体で導入しているので、それを参考に、こういうメリット・デメリットはあるけれど、港区教育委員会としてはこうしますということが必要だと思います。これから先の細部を詰めるときには先進事例を照会してもらいながら判断していきたい。そこに独自性も入れられると思います。あるいは港区という地域性もあると思います。

○教育指導課長 今日いただいた意見をもとにまた煮詰めて、規則そのものについてお出しするように頑張ります。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○山内委員 今の学校評価については、位置づけは今のご説明でよく分かったと思うのですけれども。そういう意味で今まで港区でやっていた学校評価、それが今後このコミュニティ・スクールを入れたときにどういう評価の仕組みに変わるのか。それで、学校での自己評価とそれを踏まえた運営協議会での評価、ある意味で二段構造になるのだと思いますけれども、それをどう位置づけていくのか。そして最終的にはそれがPDCAのサイクルの中でどう回るのか。最終的にはPDCAのサイクルに組み込むことが重要ですから、位置づけを分かりやすく示せるようになるといいと思います。

ますので、その点ご検討をお願い致します。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

大分議論をいただいたのですけれども、今後に向けて特に庁議ないしはこの規則制定に当たって、確認してほしいのですが、項番3の部分について、3ページ目の一番上の※のところ「法に具体的に規定されているものではありませんが」とありますが、法施行令とかそのほかの法令で何か規定されているものや通達とか、法自体には規定がないかもしれないですけれども、そこはよく確認しておいてください。

それから、これは庁議資料にも出ていく部分で、参考資料2で評議員制度と運営協議会制度と比較しているものがありますが、資料として、一番最後の「任命」のところについては、学校運営協議会制度も校長推薦ですよ。教育委員会が一方的に任命するみたいに見えるので加筆しておいてください。それから主な役割ですが、両制度を分からない方が見た場合に、学校運営協議会の方が、学校運営へのかかわりが強いわけですから、そこが明確になるようにしてほしい。

それから委員の「役割」、本文には書いてあるのですが、身分とか、それから任期が同じなのか違うのか。その点も書いておいてほしいですね。

スケジュールのところ「4月 学校運営協議会制度開始」となっていますが、「平成31年4月1日」ときちんと入れておいた方がいいと思います。「学校運営協議会制度開始」のところは、「改正規則、新規則施行」も入れておいてください。参考資料3も4月まで延ばして、ここから始まるというのが見えるようにしてもらいたい。私からは以上です。

ほかによろしいですか。それではこの案件については以上とさせていただきます。

日程第3 教育長報告事項

1 港区社会体育優良団体表彰について

○教育長 次に、日程第3、教育長報告事項に入ります。「港区社会体育優良団体表彰について」説明をお願いします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、「平成30年度港区社会体育優良団体表彰について」報告いたします。「報告内容」ですが「港区社会体育優良団体表彰要領」の規定に基づき、スポーツ・レクリエーションの普及及び発展に貢献し、区民の社会体育の振興に寄与した港区社会体育団体を表彰いたします。

報告資料に記載がございませんが、表彰団体決定の過程について説明させていただきます。お手元にお配りしております「港区社会体育優良団体表彰要領」をご覧ください。第2条におきまして対象団体について規定されております。要件に該当する団体の活動を視察し選定の上、調書を提出していただきます。第5条の中に「意見の聴取」というのがございます。「港区スポーツ運営協議会の意見を聞くものとする」とございます。8月22日開催のスポーツ運営協議会において意見を聴取しまして決定をいたしました。

今回決定の団体は項番1に示しておりますとおり2団体で、フィギュアフォークラブレスリング

部と宇宙の会（そらのかい）になります。表彰日につきましては10月8日、みなと区民スポーツ・体育祭開会式において表彰いたします。

項番3「表彰理由」です。まずフィギュアフォークラブレスリング部につきましては、平成19年9月の設立以来、「勝ち負けよりも、心と体を強くすること」を目的とし、青山中学校第二体育館での定期的な活動を通して、レスリング競技者の発掘と育成を行っていること。また会員は港区在住・在勤者で構成され、港区レスリング協会に加盟し、「赤坂・青山共育フェスティバル」への参加や港区レスリング協会と「デストロイヤー杯港区レスリング大会」を開催するなど、地域活動にも積極的に参加していることとなります。

次の宇宙の会です。平成17年3月の設立以来、合気道の技法向上と会員の人格形成を目的とし、初心者でも安心して技法が向上できる指導体制のもと、生涯の趣味にできるよう支援しながら活動していること。次のページです。会員は港区在住・在勤者で構成され、「みなと区民スポーツ・体育祭」で合気道体験教室を実施するなど、地域社会との融和を図る活動を積極的に行っていることです。

項番4の「表彰団体概要」については記載のとおりとなります。

報告は以上になります。

○教育長 ただいまの説明に対してご質問をお願いします。

○小島委員 フィギュアフォークラブって読めなかったのですが、後ろにレスリング部って書いてあるから、フィギュアフォークラブというのは何かやっていてその中にレスリング部があるのですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 活動といたしましてはレスリングという種目を行っているところでして、このスポーツ運営協議会の場でも質問があったのですが、このクラブの名前の由来というのが、デストロイヤーというプロレスラーの技であるフィギュアフォーレグロックという足四の字固めというところからきている、というところが由来となっております。活動としましては、レスリングが主な活動内容となっております。レスリングだけをしているクラブです。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

2 港区立小・中学校における「平成29年度学校給食費未納状況」の報告について

○教育長 次に、「港区立小・中学校における『平成29年度学校給食費未納状況』の報告について」説明をお願いします。

○学務課長 それでは、「港区立小・中学校における『平成29年度学校給食費未納状況』の報告について」ご説明させていただきます。

1の「学校給食費未納状況」について表をご覧くださいければと思います。左側の「区分」1の②の部分が未納の金額でございます。平成29年度分の未納額ということで平成30年3月31日付の数字でございます。区分2のところ、全児童・生徒数と未納の児童・生徒数でございます。児童・

生徒数については欄外にも記載してあるのですが、平成30年3月1日現在の児童・生徒数となっております。多少乖離がございます。ご承知おきいただければと思います。一番右側が小学校・中学校の合計です。全体として学校が徴収すべき額として5億5176万4266円、そのうち未納の総額として77万4925円となっております。未納の割合は0.14%でございます。

2の「年度別の学校給食費未納状況」です。一番下の合計欄をご覧ください。例えば27年度分のところだけ見ていただきますと、27年度末時点で合計欄のところを見ますと、金額として129万8019円となっております。これが30年3月31日現在になりますと35万23円と未納額としては減少しているところでございます。また27年度から29年度の各年度末の未納金額を見てみますと、27年度末については129万8019円、28年度末については102万3,251円、29年度末は77万4925円と、未納額については年々減ってきているところでございます。一番右側の欄が過去3年の合計の額となっております。小・中合わせた29年度分の未納率である0.14%ですけれども、ちょっと古いのですが平成26年1月の文部科学省の調査では、全国の給食の未納額の割合は0.5%となっております。港区の未納率については全国的に見ると低いと言えます。学校での文書、また電話連絡、それから個人面談・家庭訪問での督促が効果を上げているものと考えてございます。

説明は以上です。

○**教育長** ただいまの説明に対してご質問をお願いします。

○**小島委員** 年々改善されているのですね。

○**教育長** ちなみに私費ですが、時効は何年でしたか。

○**学務課長** 通常地方自治体が有する金銭債権で、他の法律に特段の定めがある場合を除いて5年間、これを行使しないと時効により消滅するという形で自治法に定められておりますが、給食費の場合は民法の規定に基づいております。10年間これを行使しないときには時効により消滅するようになっておまして、民法上では債権者からの請求だけで時効の中断効果は生じることはなくて、請求したときから6カ月以内に法的手続きをしないと時効中断の効力は生じないということになってございます。ただし地方自治法においては法令の規定によって行った納入の通知、それから督促についてはそれ自体に消滅時効中断の効果があるとされておりますので、10年という形で私ども考えてございます。

○**教育長** なぜ聞いたかと言うと、下の方の表で27年から29年の3年間の未納総額が出ていますが、それ以前で未納があったとすると、未納としてカウントするのはこの3年間だけではだめなのではないかと思えます。いくら未納だったのかというのは、要するに時効で請求権がなくなっていますということだったら、これはもうどうしようもないですよ。

○**小島委員** 時効制度は期間が満了しても援用しないと消滅しません。未払いの人が「私は未払いですが、もう時効ですから払いません」と言うのが援用ですから、そういう援用は実際はないので法律上はずっと残っています。

○**教育長** そうすると未納はどれだけのなのか、例えば5年間とか10年間とかそういうデータも

我々としてはほしいです。

○学務課長 後程ご提出させていただきます。

○教育長 返している人もいる訳ですね。

○学務課長 非常に少ない額ですけれども。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

3 平成30年度第1回港区教育委員会いじめ問題対策会議の報告について

○教育長 次に、「平成30年度第1回港区教育委員会いじめ問題対策会議の報告について」説明をお願いします。

○教育指導課長 資料ナンバー3、ご覧いただけますでしょうか。平成30年7月3日火曜日に開催しました、第1回港区教育委員会いじめ問題対策会議について報告させていただきます。これにつきましては資料の1ページ目から2ページ目にありますとおり26名の方にご出席をいただきました。そのうち1名は、毎回来ていただいております広尾中学校の松尾教頭先生にオブザーバーとして参加をお願いしています。

また内容につきましては2ページ目にございますとおり、これにつきましては6月7日に教育委員会の中で報告されておりました港区いじめ問題対策連絡協議会の報告とかぶりますので時間の関係で省略させていただきます。そして(4)番「港区いじめ防止基本方針の具体的な取組について」ということで、これは改めて次の報告事項のところで扱わせていただきまして、今の段階では(5)「関係部署におけるいじめ防止に関わる取組について」ということで、中学校の石原校長、それから小学校の山村校長、そして子ども家庭支援センターと私の方から報告をさせていただいたところがございます。

まず別紙の方をご覧いただけますでしょうか。「いじめに関する現状について」と、教育指導課の方から報告された内容につきましては、毎年行っていますが「ふれあい月間」ということで昨年度の状況についてまとめたものを報告させていただきました。

例年と違う傾向が一つありましたので、それについて報告させていただきます。いじめの件数なのですけれども、例年ですと1学期・2学期・3学期で、1学期は子どもたちが入ったばかりでいじめも少ない。2学期になると、どうしても人間関係が少しゆるくなってきていじめが発生すると。3学期になると子どもたちの人間関係ができてきて収まるという傾向があるのですが、この年度については増え続けていたということで、個別に内容をちょっと精査してみたのですけれども、学級崩壊が起こったとかいじめが継続されていたということではないことは分かりました。ただ、いつもと違って子どもたちの人間関係の形成の中で、どうしてもそういうことが出るのかについてはこれから注視していく必要があるかなというところを思い描いたところがございます。また山村校長ですとか石原校長の方からは、資料の2ページ、3ページに記載されている内容でございます。ちょっと読み上げる時間がもうございませんので、後程お読みいただいた中でご質問等あればお聞きい

ただけたらと思います。

続きまして5番の「意見交換」（主な意見）ということで、今回は明治学院大学の小野教授、そして医師の武石先生、そして東京湾岸署の生活安全課長、町田委員から報告がいくつかありました。その中で話題となったのは、小野委員が天津のいじめを担当されていたので、いじめについて周りの大人の発見する力というのは非常に重要なことだということと、その中でいじめが自殺に至ったケースなのですが、その中の多くはいじめられたという事実だけではなくて色々な複合的な要因があることが多いということも述べられていました。また、公務員としての義務であるいじめの通告について重要だという話をいただきました。これについて子ども家庭支援センターの中島所長の方からもご意見をいただいたところでございます。武石委員からは、いじめを受けた子どもたちを支えるにはやはり家族の重要さというのがあるだろうということで、やはり家族と学校が連携していくことの大切さということについても触れられております。また湾岸署の町田委員からは、警察にも色々な相談が年間800件程あって、その中にはいじめの件数もありますということで、それについても学校と丁寧に連携しながら解決に至るような努力をしているというお話がありました。

甚だ簡単ですが報告とさせていただきます。

○教育長 ただいまの説明に対してご質問をお願いします。

○小島委員 湾岸署の「振り込め詐欺の受け子と言われるグループの中でもいじめがあるのが現状で、解決を図りながら更生させていかなくてはいけない」とありますが、簡単に説明してもらえますか。

○教育指導課長 振り込め詐欺とか受け子をやるときに色々なグループがある中で、昔はパシリ、使いつ走りという言葉があったと思うのですが、そのグループの中で一番弱い者をいじめの対象として、「おまえが受け取ってこい」とか「おまえが買ってこい」というようなことで受け子になっている子どもが、非行グループの中でいじめの対象になっていて、受け子をさせられているケースがありますということでございます。そういうお子さんがいじめから自殺になるケースも結構あるので、グループがあつて仲よさそうに見えるからそれでいいのではなくて、その子がどういう状況に置かれているかということをやはり大人が見ていかないと、単なる仲いいグループでは済まないということの注意がありました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

4 「港区いじめ防止基本方針の具体的な取組」の見直しについて

○教育長 次に、「『港区いじめ防止基本方針の具体的な取組』の見直しについて」説明をお願いします。

○教育指導課長 平成29年3月に、文部科学省が「いじめ防止等のための基本的な方針」の改定を行いました。その中で港区の「いじめ防止基本方針」ですとか、またその「具体的な取組」について改善しなければいけない点、改定しなければいけない点があるかということで精査をしてまい

りました。

「港区いじめ防止基本方針」がございしますが、こちらについては大事なことだけを書いて、細かなことはなるべく省略した形でつくられたものですので、改定を必要とするところが見受けられませんでした。それに対して「港区いじめ防止基本方針の具体的な取組」というところにつきましては、今回の文部科学省の改定に伴いまして赤字で示したところが、つけ加えなければいけないところとして示してございます。

もう一つ資料の中でいじめ防止のための基本方針の取組についての新旧対照表をお配りしてあると思います。港区の「いじめ防止基本方針の具体的な取組」は、法第23条1項について、資料の新旧対照表の10ページ中段ぐらいに法的な根拠ということが、とても大事ということを言われていますので、ここに入れさせていただきました。

次に1ページ目の第1条「いじめの未然防止に向けた取組」の(2)「道徳教育の充実」が赤で示してございますが、これにつきましては新旧対照表の2ページ中段、今回道徳の採択のところでご議論いただきましたように、道徳の中でいじめについてもやはり子どもたちに議論させて考えさせて、それぞれ一人ひとりが意見を持たなくてはいけないということを受けて、こちらの取組のところにも入れさせていただいたところでございます。

2ページの中段(8)の下のところは赤く表示していますが、保護者をはじめ区民に広くいじめの問題、この問題への取組について「理解を深めるべくPTAや地域の関係団体などと連携を図りながら、法の趣旨及び法に基づく対応に係る広報啓発」ということで、これについて区や学校が責任を持ってどういう活動をしているか、どう取り組んでいるか、どういう趣旨なのかということについて広報が必要であるということに入れさせていただいたところでございます。

続きまして3ページ中段、3番の(1)「出席停止制度等の適切な運用」ということで、これにつきましては新旧対照表の5ページにございます。今までは、必要があれば出席停止をやりなさいというだけだったのですが、その際には色々なことの配慮が必要という趣旨で、その配慮についてきちんと学校が考え、説明をしながら進めていくということで、このページに記載をさせていただきました。

4ページ、5ページについては、補足修正のみで内容的な改定はありません。

続きまして6ページです。6ページの上段の方に(5)「いじめの『解消』の判断」。いじめを解消させるのに、例えば子ども同士謝らせて仲直りさせたらおしまいというような、甘い受けとめ方をしてしまう学校が色々な調査の中で出てきました。そのため、いじめというのはどういうときに解消したと判断をしていくかを具体的に国が定めて、それぞれの学校がこういった検証をしましょうという事柄を2点、①②ということで示されております。これはやはり共通理解しないことには、誤った見方で解決したということがないように入れさせていただきました。

そして(6)番、「学校として特に配慮が必要な児童生徒への対応」ということで、発達障害のお子さんや海外から帰国してきた方、また性同一性障害、それから東日本大震災に絡んで色々ないじめがあったと思いますが、そういったお子さんたちにきちんと学校が配慮していくのだという意

志を持って注視するというので、この（6）は入れさせていただいております。

続きまして7ページでございます。7ページにつきましては「重大事態への対応」ということで、やはり具体的な対応策というものを学校に示すことによって、きちんとした対応がとれるのではないかと、今回あえて具体的な書き方を入れさせていただいているところでございます。

そして最後に8ページ7番「取組の評価・改善」ということで、学校の取組についてはきちんと保護者に伝えるとともに、また別の見方で教育委員会が、単純にいじめがあった、なかったとか、多いとか少ないということだけで教職員のことや学校を評価するのではなくて、教育委員会はそういったことが起こったときに、どう学校が対応していくかということに重視しているのだということの説明をするために、これをあえて入れてございます。いじめはどこでも起こり得るもの、けれどもそれにいかに迅速に対応し解決するかという視点を学校に強く持っていただくために、これをあえて入れてございます。

甚だ簡単ですが説明は以上とさせていただきます。

○教育長 説明が終わりました。この新旧対照表は、国の基本的な方針の新旧対照表ですか。

○教育指導課長 そうです。国が改定をしたので、港区の方は改定内容をここにさせていただいたということで、こういう資料をおつけした次第でございます。国の改定に伴い、港区のものに削ったものはありません。

○教育長 ただいまの説明に対しましてご質問をお願いします。

かなりの追加、加筆の部分がありますので、もしまた読んで疑問があれば説明をさせますということで今日のところはよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○教育長 それでは、この報告事項は今日のところは以上とさせていただきます。

本日予定している案件は全て終了しましたが、委員または説明員から、その他何かありますでしょうか。よろしいですか。

「閉会」

○教育長 なければ、これをもちまして閉会といたします。

次回は臨時会を9月25日火曜日午前10時から開催の予定ですので、よろしく申し上げます。お疲れさまでした。

（午後13時15分）

会議録署名人

港区教育委員会教育長 青木 康平

港区教育委員会委員 小島 洋祐